

# 目 次

## 第1章 相続法（民法〈相続関係〉）の改正

第1節 相続法（民法〈相続関係〉）が40年ぶりの大改正 .....	2
●改正の主な内容（一覧表） .....	3
第2節 改正の主なポイント .....	5
1. 配偶者の居住権を保護するための方策 .....	5
2. 遺産分割に関する見直し .....	7
3. 遺言制度に関する見直し .....	9
4. 遺留分制度に関する見直し .....	11
5. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策 .....	12

## 第2章 相続と生命保険

第1節 はじめに .....	16
●相続（税）対策の柱は時代とともに変化 .....	16
第2節 なぜ「生命保険は相続に強い」のか？ .....	17
第3節 アラブの遺言（生命保険の果たす代表的機能） .....	18
●17頭のラクダを分ける .....	18
●納税資金を生命保険で確保する .....	18
●お客さまから叱られた .....	19
第4節 保険金の非課税金額 .....	20
●法定相続人1人あたり500万円の控除 .....	20
■保険金の非課税金額の計算手順 .....	20
第5節 相続税は見えざる借金だ .....	23
●「相続財産が4倍＝相続税額が4倍」ではない！ .....	23
■相続税額と税負担率 .....	23
第6節 相続財産完全防衛額 .....	24
●財産を無キズで相続するための納税資金 .....	24
●子供だけで相続する二次相続 .....	25
第7節 配偶者の税額軽減 .....	26
●配偶者の税額軽減は課税の繰り延べ .....	26

●二次相続の税負担が大きくなる……26	
■2回の相続（夫→妻・子、妻→子）でかかる相続税……27	
■1,225億円を相続しても税金はゼロ（松下幸之助氏の相続）……28	
●二次相続対策は生前贈与を活用……28	
第8節 相続人と法定相続分 ……………29	
●遺産はだれに行く……29	
■葬儀や医療費の支払いのために預貯金を引き出せるか？……32	
第9節 遺留分 ……………33	
●遺言でも侵害されない遺留分……33	
第10節 限定承認と相続放棄 ……………35	
●借金や保証債務などマイナスの財産もある……35	
●相続放棄をしても生命保険金は受け取れる……36	
第11節 遺言 ……………37	
●法定相続より優先される遺言……37	
■遺言の種類と特徴……38	
第12節 相続税の対象とならない死亡保険金 ……………39	
●契約形態により異なる税の種類……39	
第13節 保険料を贈与する ……………40	
●収入のない子供を契約者にする……40	
●贈与の事実を証明するものを残す……40	
●相続時精算課税制度を利用する……42	
第14節 争族対策 ……………43	
●こじれると積年のうらみつらみが噴出する……43	
●遺産分割の処理を困難にする要因……43	
第15節 代償分割 ……………48	
●家業を〇〇に継がせたい……48	
●代償分割……49	
第16節 親孝行保険 ……………51	
●息子の方が先に死ぬこともある……51	
第17節 生命保険契約に関する権利の評価（評基通214） ……………52	
●解約返戻金の額で評価……52	
●本来の相続財産とみなし相続財産……52	
第18節 年金受給権の権利の評価（相続税法第24条） ……………54	

第19節 相続時精算課税制度	58
● 制度の概要	58
● 税額の計算	59
第20節 相続により取得した自社株の買い取り（金庫株）	63
● 買い取り資金を生命保険で準備	63
● 取得財源規制範囲内なら自由に取得、保有	63
● 会社を契約者、オーナー等を被保険者として生命保険に加入	64
第21節 事業承継税制の特例措置	65
第22節 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	69
第23節 平成25年度税制改正における相続税・贈与税の主な改正点	72

### 第3章 相続税額・相続財産完全防衛額早見表

第1節 相続税額早見表（妻と子で相続した場合）	80
● 2億円未満コース	80
● 2億円台コース	81
● 3億円台コース	82
● 4億円台コース	83
● 5億円台コース	84
● 6億円台コース	85
● 7億円～20億円コース	86
第2節 相続税額早見表（子のみで相続した場合）	87
● 2億円未満コース	87
● 2億円台コース	88
● 3億円台コース	89
● 4億円台コース	90
● 5億円台コース	91
● 6億円台コース	92
● 7億円～20億円コース	93
第3節 相続財産完全防衛額早見表	94
■ 相続財産完全防衛額とは	94
● 相続財産完全防衛額早見表（その1）－妻と子で相続した場合	
5,000万円台コース	96
6,000万円台コース	96
7,000万円台コース	96
8,000万円台コース	96
9,000万円台コース	97
1億円台コース	97
2億円台コース	97
3億円台コース	97
4億円台コース	98
5億円台コース	98
6億円台コース	98
7億円台コース	98
8億円台コース	99
9億円台コース	99
10億円台コース	99
11億円台コース	99
12億円～20億円コース	100
● 相続財産完全防衛額早見表（その2）－子のみで相続した場合	
4,000万円台コース	101
5,000万円台コース	101
6,000万円台コース	101
7,000万円台コース	101
8,000万円台コース	102
9,000万円台コース	102
1億円台コース	102
2億円台コース	102

3億円台コース…103    4億円台コース…103    5億円台コース…103  
6億円台コース…103    7億円台コース…104    8億円～10億円コース…104

■相続財産完全防衛額の算出方法はこのように……105

■相続税の税務調査……106

## 第4章 相続法のあらましと生命保険活用のポイント

第1節 相続法のあらまし ……………108

1. 相続人の範囲（法定相続人）と法定相続分……108

●相続人とその相続割合ならびに遺留分……108

2. 遺産分割はこのようにして行う……109

3. 相続形態のいろいろ……110

4. 遺言の方式・その他……110

第2節 相続対策を必要とする2大ポイントはこれだ！ ……………112

1. 相続税の支払い準備を怠っていると……112

2. 円満な財産分け準備を怠ると、たとえ相続税はかからなくとも……113

3. 相続を“争続”にさせないための配慮も必要です……113

第3節 なぜ相続税の支払い準備が必要かという ……………114

1. 資産家にとり相続税はこわい税金です……114

2. 三度相続を行なえば無一文？ ……115

3. これだけ相続税がかかります……115

4. 知らないと損をする相続税の落とし穴……116

第4節 相続税の基礎知識 ……………118

1. 相続税の計算の仕組み……118

2. 相続税の計算方法……119

3. 主な相続財産と評価額……120

●宅地の評価には2つの方式がある……121

4. 小規模宅地等の課税の特例……122

5. 自社株（非上場株）の評価方法……124

6. 延納・物納……126

●相続税の連帯納付義務とは……128

第5節 円満な財産分けにはこんな準備が必要です ……………130

1. 相続は争族？ にぎわう家庭裁判所……130

2. 相続人1人当たりの法定相続分はこんな具合に……131



第5節 無税贈与話法を使った相続税節税作戦（その2）	
——相続人が子供だけの場合	177
1. 恐ろしい子供だけでする相続時の対策は万全か	177
● 相続税の納税実態はこうだ	177
● 等閑視されてきた相続第2関門対策	177
● 資産を持った母親を抱えている人の悩み	178
■ 相続人が妻と子の場合、相続人が子だけの場合の税額比較	179
■ 2回の相続（夫→妻・子、妻→子）でかかる相続税合計額一覧	180
2. 資産家でも相続税の納付時には“火の車”が襲来する	181
3. なぜ生命保険を利用すると相続時に有利だといえるのか	181
4. こんな場合に無税贈与話法は真価を発揮する	184
● 子供だけで相続するケースでいわゆる贈与話法を利用すると	184
● 「配偶者の税額軽減」は課税の先送り	184
5. 無税贈与話法で大型契約を！	185
■ 相続人が子供だけの場合、無税贈与契約の方が有利となる目安一覧表	186
第6節 高率の贈与税を課されても相続財産を減らせばトクになる	187
■ 超高額相続事例による生前贈与の活用	189
第7節 毎年均等額の贈与をくり返すのがもっとも税金は安い	191
第8節 相続時精算課税制度の活用	194
● 相続税のかからない人、少額の相続税納税者には効果ある制度	194
● 課税価格が遺産に係る基礎控除以下であれば、 無税で多額の資金移転が可能に	194
● 受贈者は自由に保険種類・契約形態を選ぶことができる	195
〈参考資料〉預金と贈与をめぐる裁判事例	196

## 第7章 生命保険と相続をめぐる難問疑問集

1. 雇用主が保険料を支払っていた場合に従業員や家族が取得する 生命保険金の取り扱い	200
2. 受取人を単に「相続人」としていた場合の生命保険金	201
3. 被相続人が自分自身を被保険者および受取人としている場合	201
4. 被保険者よりも先に指定受取人が死亡した場合	201
5. 相続人がいない被相続人の生命保険金を受け取った場合	202

6. 被保険者に支払われるべき高度障害保険金を  
その相続人が受け取る場合……202
  7. 保険金が受取人の固有財産である根拠……203
  8. 遺言による保険金受取人変更の可否……203
  9. 被保険者と保険金受取人が同時死亡した場合の  
保険金受取人は誰に？……203
  10. 受取人が同時死亡した場合の生命保険金の非課税規定の適用……204
  11. 孫と養子縁組していた場合の法定相続人の数え方と相続分……206
  12. 婚姻届未提出（内縁の配偶者）は相続人になれるか……207
  13. 生命保険金の受取人の実質判定について……207
  14. 代償分割に基づいて行なう生命保険金の分与……207
  15. 指定受取人が取得した死亡保険金を他の相続人に分与したときは  
贈与税がかかるか？……208
  16. 生命保険金は特別受益になるか？……208
- 付録 相続・贈与等の用語集……211
- 都道府県庁所在都市における最高路線価の推移……220
- 相続開始後のスケジュール……222

1 相続法（民法（相続関係））の改正

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年7月6日成立、7月13日公布）の主な内容

	項目	改正前（課題）	改正後	施行時期
1. 配偶者の居住権を保護するための方策	①配偶者短期居住権の創設 （改正民法1037～1041）	配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していると推認されるが、第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合や被相続人が反対の意思を表示した場合は、使用貸借が推認されず、居住が保護されない。	配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。	公布日から起算して2年を超えない範囲内の政令で定める日
	②配偶者居住権の新設 （改正民法1028～1036）	遺産分割の過程で被相続人の自宅が換金され、配偶者が引き続き自宅に居住できないことがある。 配偶者が自宅を取得すると、その分ほかに取得できる財産が減る。	配偶者が自宅に居住し続けることができる法定権利の「配偶者居住権」を創設する。 配偶者が遺産分割等で配偶者居住権を取得し、子が負担付で自宅の所有権を取得すれば、配偶者は自宅で居住しつつ、自宅そのものを取得するよりも、他の財産をより多く取得できる。	
2. 遺産分割等に関する見直し	①配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定） （改正民法903）	配偶者等に贈与等をして、原則として遺産の先渡しを受けたものとされ、配偶者が最終的に相続する財産の価額は、結果的に贈与等がなかったものと同じになる。	婚姻期間が20年以上の夫婦が一方に居住用不動産を遺贈又は贈与した場合、原則として、遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとしなくてよい。配偶者は、より多くの財産が取得できる。	公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日
	②預貯金債権の仮払い制度の創設・要件の明確化 （改正民法909の2）	相続された預貯金債権は遺産分割の対象に含まれ、共同相続人による単独での払戻しができない。遺産分割が終わるまでは、被相続人の預貯金の払戻しができない。	仮払いの必要性があると認められる場合は、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。預貯金債権の一定金額について、単独での払戻しを認める。	公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日（施行日前に開始した相続について、施行日以後に預貯金債権が行使される場合にも新制度を適用）

	③遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲 (改正民法906の2)	特別受益のある相続人が遺産分割の前に遺産を処分した場合に、民事訴訟でも十分に救済されない不公平な結果が生じる。	相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。	公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日
3. 遺言制度に関する見直し	①自筆証書遺言の要件緩和 (改正民法968)	自筆証書遺言は全文を自書(手書き)する必要がある、財産目録も全文を自書しなくてはならない。	財産目録をパソコンで作成できる。財産目録には署名・押印が必要。	公布日から起算して6か月を経過した日(平成31年1月13日) ※施行日前にされた自筆証書遺言には現行制度を適用。
	②遺言執行者の権限の明確化(改正民法1007、1012～1016)	遺言執行者の責務やいかなる権限が付与されているかが明確でないため、遺言の適切な執行が困難な場合がある。	遺言執行者の権限および責務、法的地位を明らかにし、相続人に対し通知すべき内容を明文化	
	③自筆証書遺言の保管制度を新設 (遺言書保管法)	自筆証書遺言は簡単に作成できる反面、紛失や相続人による隠匿・変造の恐れがある。また、相続人がその存在を把握できない場合がある。	遺言者の住所・本籍地または不動産の所在地の遺言書保管所(法務局)の遺言書保管官に対し遺言書の保管を申請することができる。	公布日から起算して2年を超えない範囲内の政令で定める日
4. 遺留分制度に関する見直し	遺留分に関する改正(改正民法1042～1044、1046)	遺留分減殺請求の結果、遺贈や贈与の目的財産が遺留分権利者との共有になることが多く、解消のために新たな紛争を生じる。	遺留分の減殺請求に代わり、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できるようにする。相続人に関する贈与は、相続開始前の10年間にしたもの限りその価額を算入する。	公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日
5. 相続の効力等に関する見直し	共同相続における権利の承継の對抗要件(改正民法899の2) 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使(改正民法902の2) など	相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の對抗要件なくして第三者に対抗することができることとされ、遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益を害する	法定相続分を超える権利の承継については、對抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする	公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日
6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	⑦特別の寄与(改正民法1050) (改正家事事件手続法216の2～216条の5)	相続人以外の者(例えば長男の妻など)は、被相続人の介護に尽力しても、相続財産を取得できない。	相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度(特別の寄与)を創設。制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定(管轄等)を設ける。	公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日

## ② なぜ「生命保険は相続に強い」のか？

「生命保険は相続に強い！」「相続対策に生命保険は欠かせない」と言われるが、なぜ、生命保険の利用が相続（税）対策上、有利なのだろうか？

それは、生命保険の持つ次のような特性が相続（税）対策に有効に働くからだ。

### 特性① 相続発生時に、現金が手にできる

いつ、相続が生じても、必要とする相続対策（相続税納付・円満な財産分け）資金が即座に現金で支払われる。

### 特性② 分割が自由にできる

受取人と受取金額を指定することで、相続のバランスをとることができ、財産の細分化が防止できる。また、法定相続人以外の人にも、確実に財産の配分ができる。

### 特性③ 不確実なことに確実に備えることができる

「預金は三角、保険は四角」と言われるように、預金で準備しようとするれば、何年もかけなければ必要な保障には達しないが、生命保険であれば、加入した時から、満額の保障が得られる。いつ起きるか分からない相続に、確実に備えられ、加入したその日から安心が手に入る。

### 特性④ 税法上の優遇措置がある

保険金の非課税限度「500万円×法定相続人の数」がある。預金や有価証券などには、この特典はない。

### 特性⑤ 生命保険金は「受取人固有の財産」である

受取人が指定されている生命保険金は、受取人固有の財産となり、相続を放棄しても受け取ることができる。



## 1,225億円を相続しても税金はゼロ（松下幸之助氏の相続）

1989年4月に94歳で亡くなった松下電器産業の創業者・松下幸之助氏の遺産総額は、なんと2,449億円にのぼった。これはそれまでの過去最高だった上原正吉・大正製薬名誉会長の669億円をはるかに上回る史上最高となり、今後も破られることのないであろうケタはずれの大相続となった。

遺産の97.5%にあたる約2,388億円が松下グループなど関連企業の株式で、残りは兵庫県西宮市の自宅の不動産、預金のほか、茶道の道具や絵画などの美術品で、中には国宝級のものもあった。

相続したのは、妻のむめのさんのほか長女など6人。むめのさんが遺産の半分にあたる約1,225億円を相続したが、配偶者控除の適用を受けて税額はゼロとなり、残り6人に相続税855億円が課税された。納税のために、松下グループの株式を計約933億円で売却した。

幸之助氏は、生前に節税対策もせず、遺書もなかったということだ。

### ●二次相続対策は生前贈与を活用（P.189参照）

さて、松下家にも二次相続が起こる。93年9月にむめのさんが97歳で亡くなった。翌94年6月に公示された時の課税遺産額は約56億円、相続税額は約39億円にものぼったが、わずか4年の間に幸之助氏から相続した財産が20分の1になっていた。これはなぜだろうか。

実は、むめのさんは89年中に約840億円、90年中に245億円を孫ら4人に生前贈与し、さらに25億円を寄付していたのだ。これだけ大型の相続が発生すれば、税率は最高の70%（当時）になることは間違いない。仮に、1,225億円の財産が子供に相続され、さらに孫へと2回相続されると、財産の91%が相続税の支払いに消えてしまうことになる。それならば、一代飛ばして直接孫に贈与すれば、最高税率は同じ70%であり、1回だけの課税ですむ。

このケースは超大型の相続であり、通常の相続対策を考える参考にはならないように思えるが、相続税の配偶者控除の税額軽減の大きさと、必ずやってくる二次相続に対する備えの必要性および生前贈与の効果を知ることができる。